

第65期 定時株主総会 招集ご通知

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
- お土産の配布を取りやめさせていただきます。
- 2022年9月1日の電子提供制度施行に伴い、次回（2023年3月以降）の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したことおよびURL等を記載したお知らせ等）をお届けすることになります。次回以降の株主総会において、株主総会資料を書面で受領したい株主様におかれましては、毎事業年度の末日までに「書面交付請求」のお手続きが必要になります。「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設している証券会社もしくは当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行までお問い合わせください。

開催日時 2022年6月24日(金曜日) 午前10時

開催場所 大阪市中央区今橋四丁目4番11号
一般社団法人 大阪倶楽部 4階
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

目次	招集ご通知	1
	議決権行使についてのご案内	4
	株主総会参考書類	6
	事業報告	19
	連結計算書類・計算書類	41
	監査報告書	45

郵送およびインターネット等による議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後5時45分まで

扶桑化学工業株式会社

証券コード：4368

株主各位

証券コード：4368

2022年6月2日

大阪府中央区高麗橋四丁目3番10号

扶桑化学工業株式会社

代表取締役社長 杉田真一

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された方々へ心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止のため、株主総会当日の健康状態にかかわらずご来場は極力お控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使は、以下のいずれかの方法により行っていただくことができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

5頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日時	2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場所	大阪市中央区今橋四丁目4番11号 一般社団法人 大阪倶楽部 4階（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第65期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第65期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件</p> <p>第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件</p>
4. 議決権の行使についての案内	4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。従いまして、本株主総会招集ご通知添付書類に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査等委員会および会計監査人がそれぞれ監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://fusokk.co.jp>)

■ 新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力をお願い ■

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、ご来場は極力お控えください。
- ・本株主総会の議決権につきましては、書面またはインターネット等による事前行使を推奨いたします。
- ・当日ご出席される株主様は、株主総会開催日時点での感染拡大の状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用および消毒液の使用等、感染拡大防止のための措置にご協力ください。
- ・ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方は、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・発熱や咳の症状など、体調不良と見受けられる株主様には、入場をお断りする場合があります。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項および議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。ご来場いただく場合は、事前に最新の状況をご確認ください。

当社ウェブサイト (<https://fusokk.co.jp>)

■ お土産の配布取りやめに関するお知らせ ■

当日ご出席される株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時

ご推奨




書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時45分到着分まで

ご推奨



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3号議案および第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1号議案および第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

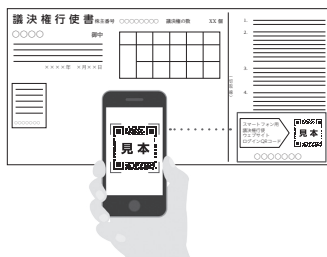
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

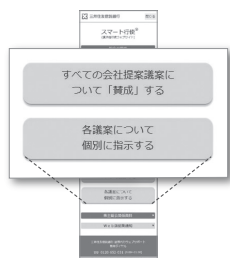
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

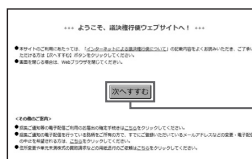
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

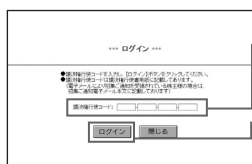
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

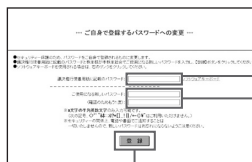
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合、当社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、長期にわたり安定的に株主の皆様へ報いるという基本方針のもと、企業体質の強化ならびに今後の事業展開を勘案して行うこととしております。

第65期の期末配当金につきましては、当期の業績を踏まえ、下記のとおり1株につき30円とさせていただきますたく存じます。

なお、中間配当金（1株につき25円）を加えた年間配当金は、1株につき55円となります。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、金1,057,307,250円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日といたしたいと存じます。

第 2 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで^に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第1条・第2条</p> <p>附 則 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条・第2条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第3条 第65期定時株主総会決議による変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第65期定時株主総会決議による変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>③ 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）の任期が満了いたします。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
-------	--------------	---------------------	----------------

1

ふじ おか み さ こ
藤 岡 実佐子
(1955年4月22日生)

1988年 6月 当社社外取締役
1999年 3月 帝國製薬株式会社代表取締役
2011年 3月 同社代表取締役社長（現任）
2017年 6月 当社代表取締役会長（現任）
2020年 6月 朝日放送グループホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

119,195株

重要な兼職の状況

帝國製薬株式会社 代表取締役社長
朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）

再 任

【取締役候補者とした理由】

藤岡実佐子氏は、帝國製薬株式会社において代表取締役社長を現任しており、会社の経営全般に関して豊富な知識・経験を有していることから、当社グループの発展へ寄与できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	すぎたしんいち 杉田真一 (1955年10月5日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1980年 4月 藤沢薬品工業株式会社（現アステラス製薬株式会社）入社 2005年 4月 当社入社 2006年 4月 当社ライフサイエンス事業部営業開発本部 企画開発部長 2012年 7月 当社執行役員 当社電子材料本部長 兼 京都事業所長 2019年 2月 当社管理本部副本部長 2019年 6月 当社取締役 当社管理本部長 兼 イノベーション推進室管掌 2020年 6月 当社代表取締役社長（現任）	9,411株

【取締役候補者とした理由】

杉田真一氏は、ライフサイエンス事業および電子材料事業における経験と専門性ならびに事業所長および管理本部長としての管理業務より得た知見を活かし、当社グループの発展へ寄与できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	まさ うじ はる お 政 氏 晴 生 (1967年3月23日生)	1990年 4月 当社入社 2005年 7月 当社電子材料事業本部電材営業開発部長 2008年 2月 当社電子材料事業部門電子材料本部長 2008年 7月 当社執行役員 2010年 7月 当社上席執行役員 当社電子材料事業部長（現任） 2011年 6月 当社取締役 2019年 4月 当社常務取締役 2020年 6月 当社専務取締役（現任） 当社イノベーション推進室管掌	26,896株
	再 任		

【取締役候補者とした理由】

政氏晴生氏は、電子材料事業における経験と専門性を活かし、経営全般について社長を補佐し運営をサポートしていることから、当社が展開する事業に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

4	たに むら たか し 谷 村 隆 史 (1964年11月27日生)	1989年12月 当社入社 2008年 2月 青島扶桑精製加工有限公司上海支店長 2008年 8月 FUSO (THAILAND) CO., LTD.社長 2011年 5月 当社ライフサイエンス事業部アジア事業開発本部長 兼営業部長 2013年 4月 当社ライフサイエンス事業部長 2013年 7月 当社上席執行役員 2014年 6月 当社取締役 2019年 4月 当社常務取締役 当社ライフサイエンス事業部管掌 兼 企画開発室長 2020年 6月 当社専務取締役（現任） 当社ライフサイエンス事業部管掌 兼 企画開発室管掌 2021年 4月 当社国際事業部長（現任）	28,278株
	再 任		

【取締役候補者とした理由】

谷村隆史氏は、ライフサイエンス事業における経験と専門性を活かし、経営全般について社長を補佐し運営をサポートしていることから、当社が展開する事業に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	すぎもともとき 相本源樹 (1968年11月11日生)	1992年 4月 当社入社 2010年 4月 当社電子材料事業部営業開発部長 2015年 7月 当社執行役員 当社ライフサイエンス事業部営業開発部長 2019年 4月 当社ライフサイエンス事業部長（現任） 2019年 6月 当社取締役（現任）	2,317株
	再 任		

【取締役候補者とした理由】

相本源樹氏は、ライフサイエンス事業および電子材料事業における経験と専門性を活かし、取締役としての職務執行を通じて、当社が展開する事業に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

6	ふじおかあつし 藤岡篤 (1988年5月4日生)	2019年11月 当社入社 2020年 3月 帝國製菓株式会社取締役（現任） 2020年 7月 当社執行役員 当社企画開発室長（現任） 2021年 6月 当社取締役（現任）	22,032株
	再 任	<div style="background-color: #333; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">重要な兼職の状況</div> 帝國製菓株式会社 取締役	

【取締役候補者とした理由】

藤岡篤氏は、企画開発室長としての経験と専門性を活かし、取締役としての職務執行を通じて、当社が展開する事業に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
-----------	--------------	---------------------	----------------

7

ひやく しま はかる
百 嶋 計
(1958年12月20日生)

社 外

独 立

新 任

1981年 4月 大蔵省（現財務省）入省
 1999年 7月 東京国税局査察部長
 2011年 7月 国税庁長官官房審議官
 2012年 7月 名古屋国税局長
 2015年 4月 独立行政法人造幣局理事長
 2018年 4月 財務省大臣官房審議官
 2019年 4月 追手門学院大学経営学部経営学科教授（現任）
 財務省財務総合政策研究所上席客員研究員（現任）
 2019年 6月 株式会社大阪ソーダ社外取締役（現任）
 一般社団法人なら文化交流機構理事（現任）
 2019年10月 京都大学公共政策大学院非常勤講師
 2020年 6月 住友理工株式会社社外監査役（現任）
 2021年 3月 公益財団法人国立京都国際会館評議員（現任）

一株

重要な兼職の状況

追手門学院大学経営学部経営学科教授
 財務省財務総合政策研究所上席客員研究員
 一般社団法人なら文化交流機構理事
 公益財団法人国立京都国際会館評議員
 株式会社大阪ソーダ社外取締役
 住友理工株式会社社外監査役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

百嶋計氏は、財務省等で要職を歴任しており、税務・財政・金融をはじめとする豊富な行政経験を有していることから、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に関し、中立的かつ客観的な観点からその有している知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、新たに社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 百嶋計氏が選任された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約によって補填することとしております（ただし、法令違反を認識して行った行為の場合を除く）。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 百嶋計氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める独立性判断基準を満たしており、同氏が選任された場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の定める独立性判断基準は、18頁に記載のとおりであります。
5. 上記「所有する当社株式の数」には、当社役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。

第 4 号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役赤澤敬敏氏、木下善樹氏および木山静美氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、当社の監査体制の現況等に鑑み、監査の実効性を引き続き確保できると判断したため、監査等委員である取締役を1名減員し、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	きのしたよしき 木下善樹 (1943年10月12日生)	1971年 4月 大阪弁護士会に弁護士登録 1975年 1月 木下善樹法律事務所開業 (現任) 2000年 6月 当社監査役 2018年 6月 当社監査等委員である社外取締役 (現任)	42,438株
		重要な兼職の状況 木下善樹法律事務所代表 株式会社リヒトラブ社外取締役 (2022年5月26日就任)	
社 外		独 立	再 任

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

木下善樹氏は、弁護士としての高度な専門知識および経営に対する高い見識を有しており、幅広い見地を有していることから、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に関し、中立的かつ客観的な観点から、監査等委員としてその有している知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
-------	--------------	---------------------	----------------

2

え ぐる さ や か
江 黒 早 耶 香
(1980年5月25日生)

社 外

独 立

新 任

2008年12月 第一東京弁護士会に弁護士登録
弁護士法人曾我・瓜生・糸賀法律事務所入所
2009年12月 内閣官房国家戦略室出向
2012年 5月 シティユーワ法律事務所入所（現任）
2015年 6月 当社社外取締役
2018年 6月 当社監査等委員である社外取締役
2020年 6月 当社監査等委員である社外取締役 退任

- 株

重要な兼職の状況

シティユーワ法律事務所

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

江黒早耶香氏は、弁護士としての専門知識および国際的なビジネスに関する知見を有していることから、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に関し、中立的かつ客観的な観点から、監査等委員としての有している知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、新たに監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

- (注)
- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 木下善樹氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
 - 江黒早耶香氏は、過去に当社の非業務執行役員（社外取締役および監査等委員である社外取締役）であったことがあります。
 - 当社は、木下善樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。木下善樹氏が再任された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、江黒早耶香氏が選任された場合は、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
 - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約によって補填することとしております（ただし、法令違反を認識して行った行為の場合を除く）。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 木下善樹氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める独立性基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、江黒早耶香氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める独立性基準を満たしており、同氏が選任された場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の定める独立性基準は、18ページに記載のとおりであります。
 - 上記「所有する当社株式の数」には、当社役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。

株主総会参考書類

【ご参考】取締役スキルマトリックス

第3号議案および第4号議案記載の取締役候補者を原案どおりご承認いただいた場合の取締役のスキル・経験等は、以下のとおりであります。また、当社取締役会における社外取締役の割合は、3分の1以上（10名中4名）となります。

氏名	会社における地位	社外	独立	委員会		取締役の主なスキル・経験等							
				監査等	人事報酬諮問	企業経営	サステナビリティ・ESG	技術研究製造	営業マーケティング	グローバルビジネス	財務会計	人事労務	法務・リスクマネジメント
藤岡 実佐子	代表取締役会長					○	○					○	○
杉田 真一	代表取締役社長					○		○	○		○	○	
政氏 晴生	専務取締役					○		○	○				
谷村 隆史	専務取締役					○		○		○			
梶本 源樹	取締役							○	○	○			
藤岡 篤	取締役					○	○			○			
百嶋 計	取締役	○	○			○					○		○
木下 善樹	取締役監査等委員	○	○	◎	◎		○					○	○
平田 文明	取締役監査等委員	○	○	○	○	○		○	○				
江黒 早耶香	取締役監査等委員	○	○	○	○		○			○		○	○

※各委員会の◎は委員長

【ご参考】社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員を当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、以下の項目のいずれにも該当しない場合に、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、東京証券取引所が定める「独立役員」として届け出ることといたします。

- ① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」）の業務執行者（※1）または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先（※2）とする者またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（※3）またはその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※4）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士である者
- ⑥ 当社グループの現在の主要株主（直接または間接に10%以上の当社の議決権を保有）または主要株主が法人の場合には当該法人の業務執行者
- ⑦ 当社グループが主要株主（直接または間接に10%以上の議決権を保有）である会社の業務執行者
- ⑧ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（※5）またはその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑨ 当社グループから一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円）を超える寄付または助成を受けている者（その者が、法人、組合等の団体である場合は、当該法人の業務執行者）
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間において上記②～⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①～⑪に該当する者（重要な者（※6）に限る）の配偶者または二親等以内の親族

（※1）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者であり、業務執行取締役のほか、使用人も含む。（監査役は含まない）

（※2）当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先で、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%を超える支払いを、当社グループから受けた者。

（※3）当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先で、直近事業年度における取引額が当社グループの年間連結売上高の2%を超える者。

（※4）多額の金銭その他の財産とは、①その者が個人の場合には、役員報酬以外の当社グループからの支払額が直近事業年度において年間1,000万円以上、②法人その他の団体の場合には、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益。

（※5）主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関。

（※6）重要な者とは、①業務執行者については、取締役、執行役および執行役員、②監査法人および法律事務所等については、所属する公認会計士、弁護士、その他法人に所属する理事・役員ほか、客観的・合理的に重要性を持つと判断される者。

以上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、回復傾向で推移いたしました。一方、インフレの進行と対応する金融政策の変更、ウクライナ情勢、政治的な対立の顕在化等、経済への影響が懸念され、先行き不透明な状況は継続しております。

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動の制限と緩和を繰り返しながら緩やかな回復傾向で推移しましたが、インフレや円安の進行により経済への影響が懸念される状況となりました。

このような情勢下、当社グループは従業員の健康・安全を最優先に配慮した上で、感染対策を徹底して事業の継続に注力いたしました。加えて、成長を持続するため各事業において、拡販・価格改定等の営業体制強化、設備投資計画の推進、既存設備の維持・強化、原料の安定確保、コストダウンや効率化による供給体制の強化、新製品開発の推進等の研究開発体制の強化の取り組みを進めました。さらに、就業環境の整備、ガバナンス体制の強化を進め、経営基盤の一層の強化に取り組みました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、55,760百万円（前連結会計年度比32.1%増、13,551百万円増）となりました。利益面では、営業利益は15,034百万円（同56.1%増、5,402百万円増）、経常利益は15,509百万円（同59.1%増、5,763百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10,890百万円（同60.0%増、4,082百万円増）となりました。

売上高、営業利益は、後述の各セグメントの要因により増収増益となりました。経常利益は、営業利益増加の要因に円安効果も加わり増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益計上の影響も加わり増益となりました。

以下、部門別に営業の概況をご説明いたします。

【ライフサイエンス事業】

ライフサイエンス事業の業績は、外部顧客に対する売上高が31,430百万円（前連結会計年度比34.2%増、8,012百万円増）、営業利益は4,940百万円（同49.1%増、1,627百万円増）となりました。

日本においては、原料価格の高騰は継続し、販売価格が原料価格に連動する契約となっている製品の販売単価が上昇いたしました。その他の製品においても、原料価格、輸入価格の高騰に対応して販売価格の改定を随時実施いたしました。鹿島事業所のリンゴ酸新設備の稼働に伴いリンゴ酸の売上は輸出を中心に大幅に増加し、国内景気の持ち直しによる需要の増加に円安効果も加わり、売上高は増加いたしました。海外子会社においても、中国、米国の需要の回復、販売促進の取り組みによる各国でのシェアアップ、円安による円換算後の増加効果もあり、セグメントの売上高は前連結会計年度を上回りました。営業利益は、世界的な原料価格の高騰や円安による輸入価格の上昇の影響があったものの、売上高の増加に加え、新規設備の減価償却費の減少、稼働率向上による製造原価の低減効果により、前連結会計年度を上回り、増収増益となりました。

【電子材料および機能性化学品事業】

電子材料および機能性化学品事業全体の業績は、外部顧客に対する売上高が24,329百万円（前連結会計年度比29.5%増、5,538百万円増）、営業利益は11,612百万円（同51.9%増、3,966百万円増）となりました。

半導体市場は、米中対立の長期化や原材料の供給不足による供給不安の懸念材料はあるものの、デジタル化の進展に伴い、引き続き堅調に推移しております。当社主力製品の超高純度コロイダルシリカは、半導体の微細化の進展および需要の増加に伴い採用は増加しております。下期より原料価格が大幅に上昇し、加えて世界的な海運の混乱は輸出に大きく影響を及ぼしましたが、販売価格の改定と円安効果により売上高は増加いたしました。在宅勤務の普及によるトナー需要減退の影響を受けたナノパウダー需要は回復傾向で売上が増加に転じ、セグメントの売上高は前連結会計年度を上回りました。営業利益は、原料価格が大幅に上昇し製造コストに大きく影響があったものの、売上高の増加、新規設備の減価償却費の減少、増産によるコストダウン効果により、前連結会計年度を上回り、増収増益となりました。

■ 事業区分別売上高

セグメント	金額 (千円)	前連結会計年度比 (%)	構成比 (%)
ライフサイエンス事業	31,430,947	34.2	56.4
電子材料および機能性化学品事業	24,329,534	29.5	43.6
合計	55,760,482	32.1	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は12,492,871千円であり、セグメント別では次のとおりであります。

〔ライフサイエンス事業〕	2,225,839千円
〔電子材料および機能性化学品事業〕	9,964,410千円
〔全社〕	302,620千円

ライフサイエンス事業における主な設備投資は、当社における大阪工場の新規製造設備の建設工事であります。

電子材料および機能性化学品事業における主な設備投資は、当社における鹿島事業所の超高純度コロイダルシリカ製造設備および付帯設備の建設工事であります。

全社における主な設備投資は、当社における社内基幹システム更新等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業展開において、以下を重点的テーマとして取り組んでまいります。

【ライフサイエンス事業】

鹿島事業所のリンゴ酸新プラントは2021年1月から本格稼働を開始し、年間を通じた安定操業を実現して大阪工場と並ぶリンゴ酸生産拠点となりました。2023年3月期はメインプラントとしてフル生産体制を確立し、生産数量向上に向けて取り組んでまいります。品質面においては、国際食品安全マネジメントシステム「FSSC22000」の認証を取得するとともに、米国FDA登録を完了いたしました。これによりリンゴ酸の輸出は大きく伸長し、新規輸出先への継続納入と需要の旺盛な東南アジアへの販売によって更なる販売数量の拡大に努めます。

また、次世代新製品として取り組んできた有機酸のコーティング品については、2022年3月にコート果実酸M（リンゴ酸の油脂コート品）、コート果実酸C（クエン酸の油脂コート品）、コート果実酸V（ビタミンCの油脂コート品）の3製品を上市いたしました。今年度は菓子、健康食品などへの採用による国内での早期戦列化と海外各拠点も含めた海外での販売も含め、コート果実酸ビジネスの確立を推進してまいります。十三工場機能の大阪工場への集約につきましては、2021年8月に着工し、2022年末の完成に向けてこれまでのところ順調に進んでおります。

海外では、青島扶桑精製加工有限公司が2022年上期に上海食品調味料研究開発センター（仮称）を開設いたします。青島のテストキッチンと併せて活用することによって、中国国内での食品添加物製剤並びに新規食品開発の加速を目指します。FUSO (THAILAND) CO.,LTD.は周辺国での活動を強化し、タイ国内のみならず周辺国のローカル食品での食品添加物製剤の採用増と新規開発を進めます。PMP Fermentation Products, Inc.では、グルコン酸ソーダの販売において競合他社からのビジネスを取り返すと共に、新規案件の獲得により、前期に落ち込んだシェアを回復いたしました。安定供給体制を確立し、シェアの維持に努めてまいります。

生産供給体制の拡充、新製品開発と早期戦列化、並びに市場環境の変動に伴う課題への適切な対応によって、さらなる売上および利益の拡大に取り組んでまいります。

【電子材料および機能性化学品事業】

2020年年初から始まったコロナ禍の拡大は、当社の超高純度コロイダルシリカの主な最終顧客である半導体業界にも非常に大きな影響を及ぼしました。ウェブ会議、リモートワーク、巣ごもり生活と言った行動様式の変化に伴い半導体の需要が伸長し、当社の超高純度コロイダルシリカの販売も計画を大きく上回る結果となりました。この数年間の市場傾向が継続していくことに加え、各国家・地域が半導体に対する政策を打ち出したこともあり、当社では、当面の期間、半導体の生産量増加が継続すると予測しております。また、半導体の微細化の進展や高積層化によるウェハプロセスケミカルの需要量も、引き続き増加基調が継続されるものと予測しております。

当社では、この需要の増加に対応していくため、2020年11月に超高純度コロイダルシリカの生産能力増強を決定し、BCP（事業継続計画）の観点にも鑑み、当社の鹿島事業所に新設備を設置することといたしました。2023年4月に稼働予定の本設備は、2018年に京都第一工場および第二工場に完成した超高純度コロイダルシリカ生産設備と同じ高度な技術を集結した仕様で、製造条件を高精度にコントロールする事が可能であり、益々厳しくなるお客様の品質要求に応える事ができます。また、旺盛な需要に対応するため、京都事業所第二工場での生産能力増強も2021年5月に決定し、鹿島事業所の設備と併せて生産能力を従来に対し3割以上強化する計画としております。

研究開発におきましては、従来どおりケイ素化学を基軸として多方面への事業展開を推進しております。半導体分野では微細化、高集積化が益々進んでおり、それらのニーズに対応すべく、さらに様々な大きさの粒子や硬い粒子、表面修飾した粒子等々の製品開発を続けてまいります。

半導体研磨用途以外の新分野への製品開発や今後のグローバルな研究活動への拡大を見据え、2022年7月に新たな研究拠点を神戸に開設することといたしました。従来から活動している東京研究所と共に、今後も積極的に経営資源を投下し、当社グループのコア技術である超高純度コロイダルシリカの合成技術を活かし、新規技術の研究開発を行っております。

【中期経営計画“FUSO VISION 2025”の進捗状況】

2021年5月に公表した「中期経営計画“FUSO VISION 2025”」の初年度である2021年度（2022年3月期）は、設定した業績目標に対しては順調に進捗いたしました。しかしながら、足下ではウクライナ情勢やコロナ禍の収束等先行き不透明な状況が継続しております。現在の好調なビジネス環境がこのまま継続すると想定するには不確定要素が多すぎるため、現行の中期経営計画は変更せず、激変するビジネス環境への対応に注力しております。平時に戻った場合でも本中期経営計画の最終年度経営目標を達成できるような体制づくりを進めてまいります。

区 分	2021年度（実績）	2025年度（目標）
売上高	557億円	580億円
営業利益	150億円	140億円
償却前営業利益	194億円	200億円
研究開発投資	6億円	20億円

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 62 期 (2019年3月期)	第 63 期 (2020年3月期)	第 64 期 (2021年3月期)	第 65 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	42,074	41,310	42,209	55,760
営業利益 (百万円)	9,283	8,830	9,632	15,034
経常利益 (百万円)	9,854	8,954	9,746	15,509
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	6,881	7,014	6,808	10,890
1株当たり当期純利益 (円)	193.81	197.56	191.75	308.08
総資産 (百万円)	64,457	69,222	76,032	92,009
純資産 (百万円)	55,342	60,289	66,169	75,303

- (注)1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 62 期 (2019年3月期)	第 63 期 (2020年3月期)	第 64 期 (2021年3月期)	第 65 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	34,504	34,034	35,412	46,166
営業利益 (百万円)	7,735	6,655	7,754	12,288
経常利益 (百万円)	9,854	8,113	9,222	13,970
当期純利益 (百万円)	7,369	6,737	6,776	10,162
1株当たり当期純利益 (円)	207.55	189.76	190.88	287.48
総資産 (百万円)	58,600	63,532	69,678	84,011
純資産 (百万円)	49,895	54,945	60,245	67,427

- (注)1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社扶桑コーポレーション	60,000千円	100.0%	化学薬品等の販売
青島扶桑精製加工有限公司	4,000千米ドル	100.0%	化学薬品等の製造、販売
青島扶桑貿易有限公司	200千米ドル	100.0%	保税区内での化学薬品等の貿易
扶桑化学（青島）有限公司	7,500千米ドル	100.0%	化学薬品等の製造、販売
PMP Fermentation Products, Inc.	3千米ドル	100.0%	化学薬品等の製造、販売
FUSO (THAILAND) CO., LTD.	111,000千バーツ	100.0%	化学薬品等の製造、販売

(注) 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業の状況（2022年3月31日現在）

当社グループの事業の概要は次のとおりであります。

区 分		主要製品（事業）
ライフサイエンス事業	果実酸類 有機酸類	リンゴ酸、クエン酸、グルコン酸、フマル酸等の果実酸類および無水マレイン酸等の有機酸を中心に製品構成しております。果実酸類は飲料、加工食品に使用する酸味料、pH調整剤、酸化防止剤等の食品分野での用途を中心に、洗剤、化粧品、表面処理剤、コンクリート用混和剤、電子機器等の工業分野での用途に至るまで幅広く使用されております。
	応用開発商品	果実酸等の当社グループ製品を原料として、食品分野、工業分野に幅広く用途開発する商品であり、① 麺食品の品質改良剤、② 加工食品の日持ち向上剤、③ 食品製造メーカーにおけるトータル・サニテーション、④ 金属加工の改善等に用いられております。
電子材料および機能性化学品事業	電子材料	研磨剤原料用途として利用されている超高純度コロイダルシリカを中心に製品構成しております。この製品は半導体業界を中心に需要があり、微細化、高集積化される次世代半導体集積回路の製造に必要なCMP（化学的機械的平坦化）スラリーにも対応しております。
	機能性化学品	プラスチック、塗料の添加剤および香料、化粧品の原料としての用途に使用される樹脂添加剤や、精密化学薬品製造の技術を活かしたファインケミカルを販売しております。

事業報告

(8) 主要な営業所および事業所・工場 (2022年3月31日現在)

扶桑化学工業株式会社	当社	本社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目3番10号
		東京本社	東京都中央区
		新大阪事業所	大阪府大阪市
		京都事業所 京都第一工場	京都府福知山市
		京都事業所 京都第二工場	京都府福知山市
		鹿島事業所	茨城県神栖市
		東京研究所	神奈川県川崎市
		大阪工場	大阪府堺市
		十三工場	大阪府大阪市
株式会社扶桑コーポレーション	子会社	本社	大阪府大阪市
青島扶桑精製加工有限公司	子会社	本社	中国山東省青島市
		支店	中国上海市
青島扶桑貿易有限公司	子会社	本社	中国山東省青島市
扶桑化学(青島)有限公司	子会社	本社	中国山東省青島市
PMP Fermentation Products, Inc.	子会社	本社	アメリカ合衆国イリノイ州ペオリア市
FUSO (THAILAND) CO., LTD.	子会社	本社	タイ国バンコク都

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
ライフサイエンス	486名	5名増
電子材料および機能性化学品	278名	2名増
全社 (共通)	41名	4名増
合計	805名	11名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (常用パートタイマーを含んでおります。) であります。
 2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
491名	10名増	42.9歳	13.3年

- (注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートタイマーを含んでおります。) であります。

(10) 借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 95,000,000株
- ② 発行済株式の総数 35,511,000株 (うち自己株式267,425株)
- ③ 株主数 3,193名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株式会社壽世堂	5,596,265	15.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,547,000	10.06
帝國製薬株式会社	3,328,000	9.44
赤澤 庄三	3,085,965	8.76
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,312,400	6.56
大阪中小企業投資育成株式会社	1,490,625	4.23
有限会社帝産	1,375,000	3.90
株式会社日本触媒	1,186,500	3.37
JP MORGAN CHASE BANK 385174	651,300	1.85
株式会社百十四銀行	596,400	1.69

(注) 持株比率は、自己株式数を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤岡実佐子	帝國製菓株式会社 代表取締役社長 朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
代表取締役社長	杉田真一	
専務取締役	政氏晴生	電子材料事業部長
専務取締役	谷村隆史	国際事業部長
取締役	梶本源樹	ライフサイエンス事業部長
取締役	藤岡篤	企画開発室長 帝國製菓株式会社 取締役
取締役 (常勤監査等委員)	赤澤敬敏	
取締役 (監査等委員)	木下善樹	弁護士 木下善樹法律事務所代表
取締役 (監査等委員)	木山静美	行政書士 木山行政書士事務所代表
取締役 (監査等委員)	平田文明	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）赤澤敬敏氏、木下善樹氏、木山静美氏および平田文明氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）赤澤敬敏氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、赤澤敬敏氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2021年6月25日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって、多田智美氏は取締役を、村上敬司氏は取締役（監査等委員）を、それぞれ任期満了により退任いたしました。
- ②2021年6月25日開催の第64期定時株主総会において、藤岡篤氏は取締役に、平田文明氏は取締役（監査等委員）に、それぞれ新たに選任され就任いたしました。

5. 当事業年度中の取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。
 - ①2021年4月1日付で、政氏晴生氏は、専務取締役 電子材料事業部長 兼 イノベーション推進室管掌から、専務取締役 電子材料事業部長に就任いたしました。
 - ②2021年4月1日付で、谷村隆史氏は、専務取締役 ライフサイエンス事業部管掌 兼 企画開発室管掌から、専務取締役 国際事業部長に就任いたしました。
6. 当事業年度末日後の取締役の地位および担当の異動はありません。
7. 取締役（監査等委員）木下善樹氏、木山静美氏および平田文明氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）および子会社の役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年5月開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、独立社外取締役を委員長とした人事報酬諮問委員会を設置しており、取締役の報酬は、人事報酬諮問委員会に報酬内容を諮問し、答申を受けております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや人事報酬諮問委員会の答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 報酬限度額

当社の取締役の報酬につきましては、2018年6月22日開催の第61期定時株主総会での決議により、取締役は10名以内で、その限度額は年額700百万円（うち社外取締役分年額100百万円）であります。

ロ. 報酬の割合

取締役の報酬につきましては、月例報酬である基本報酬（定期同額給与）と取締役賞与によって構成されています。取締役賞与は、業績連動賞与とその他賞与からなり、併せて各役職の年間報酬額の3～5割程度を基準としております。

社外取締役の報酬は、月例報酬である基本報酬で構成されており、原則として取締役賞与の支給はありません。

ハ. 基本報酬（定期同額給与）

取締役の基本報酬額は、各取締役の役割・期待値等を総合的に勘案し、人事報酬諮問委員会の答申をもとに、取締役会で議論のうえ、代表取締役社長 杉田真一氏へ一任することを決定しております。基本報酬は、役職ごとに月額基本報酬の中心となる金額を定め、その金額を中心に上下20%までに調整幅を制限しております。

ニ. 業績連動賞与等とその算定方法

業績連動賞与の算定方法については、監査等委員会が適正と認めた旨を記載した書面を受領しております。業績連動賞与は、定時株主総会終了後に算定し支給しております。

取締役の業績連動賞与の算定方法は、人事報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定しております。

また、取締役のその他賞与の額は、当期の業績のほか各取締役の貢献度等を総合的に勘案

して人事報酬諮問委員会の答申をもとに、取締役会で議論のうえ代表取締役社長 杉田真一氏へ一任することを決定しております。

ホ. 業績連動賞与の指標と算定方法

取締役賞与計上前の税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額に0.02538%を乗じた額を基準額とし、基準額に各役職の係数を乗じて算出しております（1万円未満切捨て）。ただし、基準額の上限値は6,240千円とし、取締役賞与計上前の税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額が16,400百万円未満の場合には、業績連動賞与を支給いたしません。

ヘ. 業績連動賞与に係る指標の選定理由

当社グループは、将来の成長に向けた設備投資は不可欠であると考え、「償却前営業利益」を最重要経営指標としております。この最重要指標に、経営上リスク管理を行うべき、受取支払利息・為替差損益等の営業外損益および特別損益を加減算した、「税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額」が指標に最もふさわしいと判断しております。なお、税金等調整前当期純利益には取締役賞与が含まれるため、これを除いて計算することとしております。

ト. 株式報酬型ストックオプションなど非金銭報酬等はありません。

チ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、人事報酬諮問委員会の答申をもとに、代表取締役社長 杉田真一氏に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。なお、委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当職務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役	304	170	134	7
(うち社外取締役)	(2)	(2)	(0)	(1)
取締役 (監査等委員)	42	41	0	5
(うち社外取締役)	(42)	(41)	(0)	(5)
合 計	346	211	135	12
(うち社外役員)	(44)	(43)	(1)	(6)

- (注) 1. 上表には、2021年6月25日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査等委員1名 (うち社外取締役2名) を含んでおります。
2. 取締役の報酬の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る指標は、取締役賞与計上前の税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額であり、その実績値は20,300,081千円であります。当社グループは、将来の成長に向けた設備投資は不可欠であると考え、「償却前営業利益」を最重要経営指標としております。この最重要指標に、経営上リスク管理を行うべき、受取支払利息・為替差損益等の営業外損益および特別損益を加減算した、「税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額」が指標に最もふさわしいと判断しております。なお、税金等調整前当期純利益には取締役賞与が含まれるため、これを除いて計算することとしております。業績連動賞与は、取締役賞与計上前の税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額に0.02538%を乗じた額を基準額とし、基準額に各役職の係数を乗じて算出しております (1万円未満切捨て)。ただし、基準額の上限値は6,240千円とし、取締役賞与計上前の税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額が16,400百万円未満の場合には、業績連動賞与を支給いたしません。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第61期定時株主総会において年額700百万円以内 (うち社外取締役分年額100百万円以内) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名 (うち社外取締役1名) であります。
5. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第61期定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、5名であります。
6. 取締役会は、人事報酬諮問委員会の答申をもとに、代表取締役社長 杉田真一氏に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。なお、委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当職務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
取締役（監査等委員）木下善樹氏は、木下善樹法律事務所の代表を兼務しておりますが、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
取締役（監査等委員）木山静美氏は、木山行政書士事務所の代表を兼務しておりますが、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	主な活動状況および社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	赤澤 敬敏	13回中13回	13回中13回	主に銀行金融機関における財務経理業務および監査業務に関する豊富な経験から、取締役会および監査等委員会において、経営全般の透明性と内部統制システムの監査および財務諸表の監査に寄与する発言を行うなど、その有する知見を活かし、期待される役割・職責を果たしております。
取締役 (監査等委員)	木下 善樹	13回中13回	13回中13回	主に弁護士としての専門的見地から、監査等委員会委員長を務め、取締役会および監査等委員会において、内部統制システムおよび財務諸表の監査に寄与する発言を行うなど、その有する知見を活かし、期待される役割・職責を果たしております。また、人事報酬諮問委員会委員長を務めました。
取締役 (監査等委員)	木山 静美	13回中13回	13回中13回	主に行政書士としての専門的見地から、取締役会および監査等委員会において、コーポレート・ガバナンスの向上および内部統制システムの監査に寄与する発言を行うなど、その有する知見を活かし、期待される役割・職責を果たしております。
取締役 (監査等委員)	平田 文明	10回中10回	10回中10回	主に化学品業界の経営者としての豊富な経験から、取締役会および監査等委員会において、経営全般の透明性・健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンスの向上に寄与する発言を行うなど、その有する知見を活かし、期待される役割・職責を果たしております。また、人事報酬諮問委員会委員を務めました。

- (注) 1. 当事業年度開催の取締役会は13回、監査等委員会は13回であり、取締役（監査等委員）平田文明氏の就任以降開催された取締役会は10回、監査等委員会は10回であります。
2. 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が当事業年度に6回あり、取締役（監査等委員）平田文明氏の就任以降に5回ありました。

⑤ 子会社において受け取った役員としての報酬等の総額
該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況に関する事項

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

2006年6月23日開催の第49期定時株主総会において定款を変更し、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定めをしております。

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人との間に、その事業年度における報酬等の額に2を乗じた額を損害賠償責任の限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初の株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

該当事項はありません。

(7) 当該事業年度中に辞任したまたは解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

連結計算書類

■ 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	52,078,203	流動負債	14,667,402
現金及び預金	24,236,473	支払手形及び買掛金	3,039,108
受取手形及び売掛金	14,886,764	未払金	1,883,766
有価証券	123,756	設備関係未払金	4,900,797
棚卸資産	11,978,242	未払法人税等	3,219,784
その他	866,980	賞与引当金	628,515
貸倒引当金	△14,013	役員賞与引当金	65,600
固定資産	39,931,299	修繕引当金	373,514
有形固定資産	35,290,587	その他	556,315
建物及び構築物	9,651,063	固定負債	2,038,751
機械装置及び運搬具	7,049,478	退職給付に係る負債	1,555,891
土地	6,902,935	繰延税金負債	187,187
建設仮勘定	11,247,687	長期設備未払金	182,180
その他	439,421	その他	113,492
無形固定資産	1,904,627	負債合計	16,706,154
投資その他の資産	2,736,084	(純資産の部)	
投資有価証券	1,030,246	株主資本	72,225,391
長期前払費用	492,355	資本金	4,334,047
繰延税金資産	910,570	資本剰余金	4,820,722
退職給付に係る資産	121,063	利益剰余金	64,183,183
その他	181,848	自己株式	△1,112,561
貸倒引当金	△0	その他の包括利益累計額	3,077,957
資産合計	92,009,502	その他有価証券評価差額金	421,137
		繰延ヘッジ損益	25,107
		為替換算調整勘定	2,631,711
		純資産合計	75,303,348
		負債・純資産合計	92,009,502

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		55,760,482
売上原価		32,679,133
売上総利益		23,081,348
販売費及び一般管理費		8,046,587
営業利益		15,034,761
営業外収益		
受取利息及び配当金	47,769	
受取手数料	10,379	
受取賃貸料	11,188	
為替差益	404,787	
その他	7,616	481,741
営業外費用		
減価償却費	2,633	
投資事業組合運用損	3,251	
その他	996	6,882
経常利益		15,509,619
特別利益		
固定資産売却益	1,105	
投資有価証券売却益	226,065	
会員権売却益	272	227,444
特別損失		
固定資産売却損	1,497	
固定資産除却損	21,654	23,151
税金等調整前当期純利益		15,713,912
法人税、住民税及び事業税	4,591,612	
法人税等調整額	231,904	4,823,517
当期純利益		10,890,394
親会社株主に帰属する当期純利益		10,890,394

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

■ 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	43,042,054	流動負債	14,735,910
現金及び預金	20,007,336	支払手形	1,876
売掛金	13,027,869	買掛金	3,859,611
商品及び製品	6,575,026	未払金	1,580,893
仕掛品	630,342	設備関係未払金	4,900,333
原材料及び貯蔵品	1,689,516	未払費用	180,899
その他	1,113,285	未払法人税等	2,920,552
貸倒引当金	△1,321	賞与引当金	592,584
固定資産	40,969,475	役員賞与引当金	65,600
有形固定資産	32,662,440	修繕引当金	373,514
建物	7,392,104	その他	260,046
構築物	1,077,908	固定負債	1,848,497
機械及び装置	5,919,047	退職給付引当金	1,552,825
車両運搬具	11,416	長期設備未払金	182,180
工具、器具及び備品	287,578	その他	113,492
土地	6,787,206	負債合計	16,584,408
リース資産	18,702	(純資産の部)	
建設仮勘定	11,168,474	株主資本	66,983,304
無形固定資産	1,714,606	資本金	4,334,047
投資その他の資産	6,592,429	資本剰余金	4,820,722
投資有価証券	1,030,246	資本準備金	4,820,722
関係会社株式	2,269,307	利益剰余金	58,941,095
出資金	14,373	利益準備金	103,680
関係会社出資金	1,145,699	その他利益剰余金	58,837,415
繰延税金資産	1,407,750	圧縮積立金	83,631
その他	725,051	別途積立金	8,233,979
貸倒引当金	△0	繰越利益剰余金	50,519,805
資産合計	84,011,529	自己株式	△1,112,561
		評価・換算差額等	443,816
		その他有価証券評価差額金	421,137
		繰延ヘッジ損益	22,679
		純資産合計	67,427,121
		負債・純資産合計	84,011,529

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		46,166,438
売上原価		27,225,691
売上総利益		18,940,747
販売費及び一般管理費		6,651,766
営業利益		12,288,980
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,072,251	
受取手数料	124,661	
為替差益	483,006	
その他	6,086	1,686,007
営業外費用		
投資事業組合運用損	3,251	
その他	970	4,222
経常利益		13,970,765
特別利益		
固定資産売却益	1,064	
投資有価証券売却益	226,065	
会員権売却益	272	227,403
特別損失		
固定資産売却損	1,497	
固定資産除却損	18,558	20,055
税引前当期純利益		14,178,112
法人税、住民税及び事業税	3,923,000	
法人税等調整額	93,000	4,016,000
当期純利益		10,162,112

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

扶桑化学工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

公認会計士 仲下寛司

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 北池晃一郎

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、扶桑化学工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、扶桑化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

扶桑化学工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 仲下寛司

公認会計士 北池晃一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、扶桑化学工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況に関して定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

扶桑化学工業株式会社 監査等委員会

監査等委員会委員長 木下善樹 ㊟

常勤監査等委員 赤澤敬敏 ㊟

監査等委員 木山静美 ㊟

監査等委員 平田文明 ㊟

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図



会場

大阪市中央区今橋四丁目4番11号
一般社団法人 大阪倶楽部 4階
電話 (06) 6231-8361

交通機関

地下鉄 御堂筋線「淀屋橋駅」下車
京阪本線「淀屋橋駅」下車
9号・10号出口より徒歩3分
地下鉄 四つ橋線「肥後橋駅」下車
5-A出口より徒歩5分

お願い

※駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいませようお願い申し上げます。

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- お土産の配布を取りやめさせていただきます。